

## 第2期埼玉県教育振興基本計画策定以降の状況

## ○教育を取り巻く社会状況

- ・ 異次元の高齢化と少子化の進展
- ・ IoTや人工知能等の飛躍的な技術革新とそれに伴う産業構造・就業構造の変化
- ・ グローバル化の進展や環境・エネルギー問題など地球規模の人類共通課題の増大
- ・ 予測不能な国際情勢の緊迫化
- ・ 経済格差や地域間格差など様々な格差問題
- ・ 地域コミュニティの弱体化と世帯構造の変化
- ・ ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定

## ○教育制度等の改正

- ・ 教育長と委員長の一本化、総合教育会議の設置、大綱の策定など教育委員会制度改革(27.4施行)
- ・ 障害者差別解消法の制定(28.4施行)
- ・ 選挙権年齢等の18歳への引下げ(28.6施行)
- ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(いわゆる教育機会確保法)の制定(29.2施行)
- ・ 学校運営協議会設置(コミュニティスクール)の努力義務化(29.4施行)
- ・ 高大接続改革の実施方針等の策定(29.7)

## ○埼玉県5か年計画(希望・活躍・うるおいの埼玉)(H29.3策定)

## 11の宣言 6 次代を担う人財育成

- ・ 基礎基本の習得
- ・ 一人一人の知徳体をバランス良く確実に身に付けさせる。
- ・ 一人一人の学力の伸びを確認し、十分な分析に基づいた指導方法の改善を行う。
- ・ 自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に判断し問題を解決する能力を高める。
- ・ 子供たち同士で主体的・対話的で深い学びを実践する「学びの改革」を進める。
- ・ 子供たちが抱える様々な課題にかかわらず、その能力と可能性を開花できるよう教育を通じた支援を行う。

## 分野別Ⅲ 人財の活躍を支える

基本目標：一人一人が人財として輝ける子供を育てる

【施策】：確かな学力と自立する力の育成、豊かな心と健やかな体の育成、質の高い学校教育の推進、私学教育の振興、家庭・地域の教育力の向上、様々な課題を抱える子供たちへの支援

基本目標：多彩な人財が活躍できる社会をつくる

【施策】：生涯にわたる学びの支援

## 分野別Ⅵ 魅力と誇りを高める

基本目標：県民が誇れる埼玉の魅力を高める

【施策】：文化芸術の振興、スポーツの振興

## ○埼玉教育の振興に関する大綱(H27.12策定)

- ・ 明日の地域や埼玉そして日本を支える子供たちの将来のために、県の教育、学術、文化、スポーツの振興の根本的な方針を制定

## ○国第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について(H29.9)

## 教育に求められるもの

- 個人：自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- 社会：一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会の持続的な成長・発展

## 今後の教育政策に関する基本的な方針

- ・ 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ・ 社会の持続的な発展をけん引するための多様な力を育成する
- ・ 生涯学び、活躍できる環境を整える
- ・ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ・ 教育政策推進のための基盤を整備する

## ○学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(H28.12中央教育審議会答申)

## 「社会に開かれた教育課程」の実現

より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む。

## 子供たちに育成すべき資質・能力の三つの柱

- ① 生きて働く「知識・技能」の習得
- ② 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ③ 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養

## 第2期埼玉県教育振興基本計画の進捗状況と課題

## 基本目標1 確かな学力と自立する力の育成

- ① 埼玉県学力・学習状況調査で児童生徒一人一人の「学力の伸び」を把握しており、調査結果の分析を進め、効果的な指導方法を普及していく。
- ② 全国学力・学習状況調査の結果によると、学んだ知識・技能を活用する力の育成に一層取り組む必要がある。
- ③ 家庭の経済状況などから学力向上に課題のある児童に対する教育的支援の方法を研究・実践し、その成果を県内に普及する。
- ④ 「協調学習」を通じて、児童生徒の主体的な学習を促進し、コミュニケーション能力、問題解決能力、情報活用能力の育成を進めている。引き続き、主体的・対話的で深い学びを実践する授業手法の普及と充実が求められる。
- ⑤ 高校生の学習意欲や能力を高めるため、大学や研究機関と連携した授業を取り入れるなど、指導内容・指導方法の工夫改善に取り組んでいる。今後、新学習指導要領に対応した、社会と連携・協働した実社会からの学びを充実することが求められる。
- ⑥ 課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍できる人材の育成が求められる。
- ⑦ 国家・社会の形成者として、習得した知識を活用し主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら課題を解決する力を育成していく。
- ⑧ 主体的に進路を選択できる力を身に付けるため、引き続き、発達段階に応じたキャリア教育に取り組み職業観・勤労観を育成していく。
- ⑨ 専門高校における産業教育の活性化のため、企業等と連携し、プロフェッショナルによる実践的な指導を行っている。
- ⑩ 幼稚園教諭や保育士、保育教諭の研修実施などにより、引き続き幼児教育・保育の質の向上を図っていく必要がある。
- ⑪ 障害のある子と障害のない子が共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実を図っている。今後、高校における通級指導の制度化への対応が必要である。

## 基本目標2 豊かな心と健やかな体の育成

- ① 自然体験、職場体験などの様々な体験活動を通して、豊かな心を育む教育を推進している。
- ② 高校中途退学を防止するため、学校生活に意義を見出させることや生徒が抱える課題への対応が必要である。
- ③ いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を進めている。
- ④ ネットいじめやネットトラブルなどから子供を守るため、関係機関と連携し、サイトの監視活動や保護者・児童生徒への啓発に取り組んでいる。
- ⑤ 不登校や高校中途退学経験者に対して、高校における基礎・基本の学び直しを充実している。
- ⑥ 道徳の教科化への対応など、道徳教育の一層の推進と充実を図る必要がある。
- ⑦ 参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」を活用するなど、豊かな心や人権感覚を育てている。
- ⑧ 新体カテストの結果をもとにした体力プロフィールシート等を活用し、個々の課題に応じた体力向上に取り組んでいる。
- ⑨ 運動部活動の充実のため、指導者を対象とした講習会を実施するほか、外部指導者の活用を推進している。

## 基本目標3 質の高い学校教育の推進

- ① 教員の大量退職期の中で、引き続き採用選考試験の工夫・改善に取り組み、優れた教員を確保する必要がある。
- ② 様々な教育課題に対応するため、研修のより一層の充実を図り、教員一人一人の資質・能力の向上を図る必要がある。
- ③ 教員が子供と向き合う環境づくりに取り組んでいるが、国の「教職員の働き方改革」の検討を注視しより一層の推進が必要である。
- ④ 地域の期待に応える学校組織運営の仕組みと地域資源を生かした教育活動について、調査・研究を進めている。
- ⑤ 社会の変化や生徒・保護者のニーズの多様化を踏まえ、県立高校の活性化・特色化を図り、魅力ある県立高校づくりを推進していく必要がある。
- ⑥ 防災教育として抜き打ちで避難訓練を行うなど、児童生徒が主体的に危険を回避する態度を育成している。
- ⑦ 引き続き、生徒が日常的に使用する建物の耐震化を推進する。
- ⑧ 経済的理由で修学が困難な高校生等に対して、奨学のための給付金の給付や奨学金の貸与などを行っている。
- ⑨ 私立学校への運営費補助や園児・児童・生徒の保護者への経済的負担を軽減するための補助を行っている。

## 基本目標4 家庭・地域の教育力の向上

- ① 家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育アドバイザーの養成など、「親の学習」の推進や家庭教育の支援に取り組んでいる。
- ② 就学前の児童を持つ親や共働き等で多忙な親の、「親の学習」に参加する機会の拡大が必要である。
- ③ 全ての小・中学校で「学校応援団」が組織され活動している。学校応援コーディネーター等の人材確保と資質向上が課題である。
- ④ コミュニティ・スクールの理解・促進を図るため、市町村向けの研修会等を行っている。

## 基本目標5 生涯学習とスポーツの振興

- ① 大学やNPO、青年会議所などが連携して実施する「子ども大学」の自立した運営を支援している。
- ② 青少年の社会性や自立心などを育むため、げんきプラザを活用した体験活動を実施している。
- ③ 県民の文化芸術活動への参加を促進するため、発表の場を提供して文化芸術の担い手を育成していく必要がある。
- ④ 県立美術館・博物館の常設展の充実や魅力的な企画展等に取り組むとともに、県民の文化芸術活動の場として活用している。
- ⑤ 埼玉の歴史・伝統・文化への理解を深めるため、文化財の保存・活用を推進するとともに、情報の発信・提供に取り組んでいる。
- ⑥ 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、主体的にスポーツ活動に取り組めるよう、関係団体等と連携しスポーツ活動の機会を提供している。
- ⑦ スポーツの選手や指導者を組織的・体系的に育成するとともに、若い人材を発掘・育成し、競技力の向上に取り組んでいる。